

## 【参考】

### 石岡市まちかど情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成 12 年 12 月 25 日

規則第 44 号

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、石岡市まちかど情報センターの設置及び管理に関する条例（平成 12 年条例第 63 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （使用時間及び休日）

第 2 条 条例第 2 条に規定する石岡市まちかど情報センター（以下「センター」という。）の使用時間及び休日は、次のとおりとする。

（ 1 ）使用時間 午前 10 時から午後 8 時まで

（ 2 ）休日 木曜日（祝祭日の場合を除く。）及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日  
2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

#### （使用の許可申請）

第 3 条 条例第 4 条ただし書の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の前 60 日（その日が前条第 1 校第 2 号に規定する休日に当たるときは、その翌日）から使用しようとする日までの期間に石岡市まちかど情報センター使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

#### （使用許可書の交付）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、石岡市まちかど情報センター使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

#### （実費の納付）

第 5 条 センター内のプリンター等の使用に要する実費は、別表のとおりとする。

#### （使用上の遵守事項）

第 6 条 センターを使用する者は、係員の指示に従い、善良な注意をもってセンターを使用しなければならない。

2 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに係員に届け出るとともに、係員の指示を受けなければならない。

3 センターでは、所定の場所以外での飲食及び喫煙をしてはならない。

#### （補足）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この規則は、平成 13 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 31 日規則第 3 号）  
この規則は，平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	金額
プリンター用紙	出力 1 枚につき 5 円
カラープリンター用紙	出力 1 枚につき 50 円
電子複写機用紙	出力 1 枚につき 10 円
印刷機製版紙	製版 1 回につき 50 円
	印刷 100 枚まで 50 円 以降 100 枚を超えるごとに 50 円

様式第 1 号（第 3 条関係）

石岡市まちかど情報センター使用許可申請書

年 月 日

石岡市長 殿

（申請者）

	住所	
	氏名（団体名及び代表者名）	
	連絡先	

石岡市まちかど情報センターを使用したいので，次のとおり申請します。

使用する日時	年 月 日（ 曜 ）	時から
	年 月 日（ 曜 ）	時まで
使用する目的	使用する人数	人
使用する場所		
* 許可条件		

（注） \*の欄は，記入しないでください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

石岡市まちかど情報センター使用許可書

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

石岡市まちかど情報センターを使用したいので，次のとおり申請します。

使用する日時	年 月 日（ 曜 ）	時から
	年 月 日（ 曜 ）	時まで
使用する目的	使用する人数	人
使用する場所		
許可条件		